

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成29年8月22日

教 職 員 課

## 損害賠償請求事件について

### 1 当事者

原告 県立高校事務職員

被告 愛知県

### 2 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し 6,500 円の金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 事件の概要

#### (1) 事件の経過

原告は、平成 28 年度の人事評価の結果に対して、苦情処理委員会へ苦情の申立てを行ったが、苦情処理委員会は、原告に対する事情聴取を行わないまま、原告に結果を通知した。

これに対し、原告は、原告に対する事情聴取が行われなかった理由を尋ねるメールを送ったが、苦情処理委員会はこれに応じなかった。

そこで、原告は、平成 29 年 5 月 26 日に名古屋簡易裁判所に調停の申立てをしたところ、同年 6 月 16 日、苦情処理委員会から、通知した結果を取消し、改めて事情を陳情する場を付与した上で、再度審査を行う旨の連絡があった。調停期日である 6 月 28 日、原告は調停費用を県の負担とするよう求めたが、県はこれに応じず調停は不成立となった。

#### (2) 主張の内容

- ① 苦情処理委員会は、原告が苦情処理委員会の審査結果に重大な不備があると指摘し、抗議したときには、審査結果の取消しをしなかったにもかかわらず、原告が調停の申立てをすると自らの都合で審査結果の取消しを行った。これは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるものであり、違法である。
- ② 調停の申立て前に審査結果の取消しをしていれば支払う必要のなかった調停費用 6,500 円を損害賠償請求する。